

# 奥出雲町立鳥上小学校いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行う。そのためには、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取組を行う。また、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が理解できるようにする。

さらには、いじめを受けた児童が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりする。

### 2 いじめの定義

法では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとする。

### 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象として、いじめの未然防止の取組を行う。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一

体となった継続的な取組を行うことによって、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていく。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情をもつことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていく。

また、家庭においては、就学前の段階を含めて、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことを意識して家庭との連携を図る。

さらに、大人社会における体罰や虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題は、いじめを生み出す一つの要因という受けとめが必要である。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘があることを自覚する。大人自身が、襟を正し、子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていくことの必要性を普及啓発する。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、児童の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。また、地域や家庭においても、子どもの様子を見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等に

すみやかに相談・通報するように周知徹底を図る。

### **(3) いじめへの対処**

いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や奥出雲町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

さらには、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていく。

### **(4) 地域や家庭との連携**

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、体制を整備する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組む体制を整備する。

### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携を諮る。警察や児童相談所等との連携を図るため、平素から、学校や奥出雲町教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制を構築する。

教育相談を実施するにあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校や奥出雲町教育委員会が、関係機関と連携して取り組む。

## 4 いじめの問題に対する役割

### (1) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校全体で人権教育や道徳教育、ふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図り、授業や学校行事を通して、児童が「自己有用感」が感じられる活動を展開していく中で、児童一人ひとりの人権感覚を養うとともに共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。

当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

### (2) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図るなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、いじめを傍観することのないよう、人権感覚をもった子どもを育てていく。また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するとともに、すみやかに学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを周りで見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、すみやかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、県、市町村、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### (3) 児童

児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任や保護者や相談窓口などに相談する。

(「24時間子供SOSダイヤル」「ヤングテレフォン/けいさつ・いじめ110番」や民間団体等)

### (4) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや地域行事への子どもの積極的参加を促すことを通して、自尊感情や人権感覚を育むとともに、あたたかいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

いじめ防止対策推進法（平成25 年法律第71 号）

（基本理念）

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためいじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 第 2 章 学校が実施する取組・対応

### 1 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、（主任）児童委員、医師、警察経験者などの外部専門家を加えて構成される組織とする。

学校が組織を設置するにあたっては、当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とすることが必要である。

### 2 いじめ防止等に関する措置

#### （1）いじめの防止

##### ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童の尊厳が守られ、児童にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくり

を行っていくことである。

また、学校は、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

## ② いじめの防止のための取組

学校は、いじめの防止のために以下の点に留意して取り組むこととする。

○ 保幼小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。

○ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童にも、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

○ 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受けとめ、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。

○ いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

○ 学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、児童の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。

○ 人権集会を開催するなどして、児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

○ 雲南警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取組を推進する。

## **(2) 早期発見**

### **① いじめの積極的な認知と情報の共有**

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を行うとともに、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### **② いじめの早期発見のための措置**

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からコミュニケーションづくりに努めたり投書箱等を活用したりするなどして児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

## **(3) いじめに対する措置**

### **① いじめに対する組織的な対応及び指導**

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童に対しては、安全を確保し、いじめから守る。いじめを行った児童に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### **② いじめの発見・通報を受けたときの対応**

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず校内のいじめ防止対策推進委員会にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって奥出雲町教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童・いじめを受けた児童の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校は雲南警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに雲南警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ③ いじめを受けた児童又はその保護者への支援

学校は、いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、すみやかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

### ④ いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

学校は、いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童への指導に当たっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。また、当該児童に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適切な教育的配慮を行う。

### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

学校は、すべての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進める。

その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

### ⑥ インターネット上のいじめへの対応

学校は、児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見の取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、直ちに削除するなどの措置をとる。その際必要に応じて法務局や警察等と適切な連携を図る。SNSや携帯電話のメールを利用



したいじめ等への対応については、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図ると共に保護者への啓発を行う。また、児童に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

#### **(4) その他の留意事項**

##### **① 組織的な体制整備**

学校は、いじめへの対応については、学校に置かれたいじめ防止対策推進委員会を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

##### **② 校内研修の充実**

学校は、すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

##### **③ 学校相互間の連携体制の整備**

学校は、いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童、その保護者やいじめを行った児童、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

##### **④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援**

学校は、学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

##### **⑤ 学校評価・教職員評価**

学校は、学校評価において、その目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価においても、管理職は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員の日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価することができるよう、実施要項の策定や評価記録書の作成を行う。

### **3 重大事態への対応**

#### **(1) 重大事態の報告**

学校は、重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに奥出雲町教育委員会に報告する。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### **(2) 重大事態の調査組織の設置**

重大事態の調査を学校が主体となって行う場合は、奥出雲町教育委員会と連携を図り、いじめ防止対策推進委員会を母体とした調査組織を設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### **(3) 事実関係を明確にする調査の実施**

学校は、重大事態の調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

##### **① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合**

学校は、調査においていじめを受けた児童からの聴き取りができる場合は、その児童や情報を提供した児童を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた児童への指導をすみやかに行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

##### **② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合**

学校は、児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りができない場合、その児童の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

##### **<いじめを受けた児童が自死した場合の対応の留意点>**

学校は、児童の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずる。

- 遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取ってできる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、説明を尽くしできる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。

#### **(4) いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な情報提供**

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

#### **(5) 調査結果の報告**

調査の結果については、奥出雲町教育委員会を通じて町長に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。